

共立介護福祉センターわかまつ エレベーター改修工事 仕様書

1. 件 名

共立介護福祉センターわかまつ エレベーター改修工事

2. 工事場所

山梨県甲府市若松町 6-35 共立介護福祉センターわかまつ 内

3. 工事期間

契約締結の日から12ヶ月

4. 工事概要

- (1) この改修工事は、関係法規を厳守し、製作及び施行を行う。
- (2) この改修工事は、工事終了後、社会福祉法人やまなし勤労者福祉会(以下「甲」という。)の完成検査を持って完了とする。
- (3) この仕様書に記載のない事項は、電気設備に関する技術基準を定める省令、公共建築工事標準仕様書 電気設備工事編 最新版、公共建築改修工事標準仕様書 電気設備工事編 最新版、公共建築設備工事標準図 電気設備工事編 最新版、工事請負契約書、工事打合簿(協議書)に準拠するものとする。

5. 改修工事

- (1) 対象機 製 造 者 日立製作所株式会社(1995年 設置)
方 式 関節油圧式
用 途 寝台用
定 員 11名 750kg
定格速度 45m/min
停止階床数 5階床(1～5階)
付加装置 不停止切替、光電管センサー、停電時管制運転装置、S波地震計
- (2) 台 数 1台
- (3) 改修内容 「エレベーター改修工事の概要書」のとおり。

6. 事前協議

- (1) 本工事の着工前には、甲及び受注者とは事前協議を行い、工程及び安全管理の打合せを行うこと。
- (2) 甲の業務に支障となることが想定される工事騒音や振動が発生する工事等について、甲に事前に報告の上、実施すること。

7. 部品及び材料

(1) 品質

仮設作業用以外の部品材料はすべて新品とし、日本工業規格等の企画に合格・適合した一般社団法人日本エレベーター協会加盟の日本国内エレベーター製造メーカー製の部品を使用すること。なお、規格のないものについては、日本国内メーカー生産品として甲の確認を受けたものを使用すること。

8. 法令等の遵守及び官公署その他の手続

本工事の施工に当たっては、建設業法、電気事業法、建設リサイクル法、廃棄物処理法、労働安全衛生法等、関係諸法令、諸官庁の通達、工事施工に関する協定事項等を遵守し、諸官公署との調整を十分に行うこと。

9. 作業場管理

作業場の管理は、各種関係法令等に従い停滞なく行うこと。また、作業場の作業員はその他の出入りの管理、火災盗難その他の事故防止及び通行人に対する危険表示の設置等十分な注意をすること。

10. 建物等の損傷部復旧

資材等搬入時を含め改修工事中、施設や設備を傷める事のないよう留意すること。万一、施設等を損傷した場合は、直ちに「甲」に連絡し、その指示に従って請負者負担で修復すること。

11. 廃棄物の処理

この改修工事によって発生する廃棄物の処理については、請負者の責任において「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び県又は市の指導に従って処理すること。

12. 養生その他

既成部品の亀裂・汚損の恐れがある部分及び損傷のする恐れがある部分は、適正な材料で養生すること。

13. 改修工事用の電力及び用水

改修工事に必要な電力及び用水は、甲の業務に支障のない限り、甲の設備から使用することができる。

14. 機器保障及びアフター調整期間

保証期間は完成後1年間とする。障害が発生した時は、請負者の負担において速やかに整備しなければならない。また請負者は障害が発生した時は、速やかに整備を行う為、山梨県内に昇降機検査資格者が常駐する自社拠点を有していなければならない。

15. 工事関係図面書

改修工事に伴う工事関係図書及び完成時の提出図面は、次に定める他、必要に応じて甲と協議・承

諾の上、作成・提出するものとする。

(契約締結後)

(1) 工程表

(2) 施工計画書

(3) 協力業者 下請業者 一覧

(工事完成後)

(1) 改修機器一覧表

(2) 保証書

(3) メーカーの出荷証明書

(4) 機器取扱説明書

(5) その他甲が指示するもの